

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♠ リビング・ニーズ特約

**Q** : 生命保険の案内でリビング・ニーズ特約というのをよく見かけますが、どのような内容のものですか？

**A** : 次のような内容です。

### 【解説】

リビング・ニーズ特約とは、契約している保険にこれを付加すると、原因にかかわらず被保険者の余命が一定期間内（通常6ヶ月以内）と医師に診断されたときに、死亡保険金のうち一定額を上限に、被保険者の生存中に前払いで保険金が支払われるというものです。

相続税では、被保険者が死亡したことにより、遺族が死亡保険金を受け取ると、相続又は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税関係が発生しますが、リビング・ニーズ特約で保険金受取人が生前に受け取る保険金は、「高度障害保険金等」として所得税は非課税となります。

たとえば、2億円の生命保険でリビング・ニーズ特約3千万円を①付加していない場合、②付加していた場合の取扱いは次のようになり、付加した場合としない場合とでは相続税の課税対象額が違ってくることがあります。

①特約を付加していない場合には、2億円全額が相続財産となります。

②特約を付加していた場合には、特約により生前に3千万円が前払いされ、死亡後1億7千万円が遺族に支払われます。3千万円は非課税ですので、仮に死亡時までその全額を使いきっていたのであれば、相続財産は1億7千万円となります。

